

長崎県施工体制確認型総合評価落札方式試行要領

平成 25 年 6 月 25 日 25 建企第 200 号
最終改正 平成 26 年 2 月 12 日 25 建企第 538 号

1 目的

この要領は、長崎県が発注する建設工事において実施する施工体制確認型総合評価落札方式(以下「施工体制確認型」という。)により実施する事務処理について必要な事項を定める。なお定めのないものについては長崎県建設工事総合評価落札方式(標準型)試行要領(平成 19 年 1 月 19 日 18 監第 468 号)(以下「標準型試行要領」という。)を適用する。

2 対象工事

標準型試行要領に基づく工事で、適切な施工体制の確認が求められる工事において試行する。

3 入札公告の記載事項

契約担任者は、施工体制確認型により一般競争入札に付そうとするときは、標準型試行要領 4 に追加して次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 施工体制確認型総合評価落札方式による旨。
- (2) 開札後に施工体制の確認を行うための追加資料の提出を求め、聴取り調査を行うこと。
- (3) 9 (1)に該当する者が行った入札を無効とすること。
- (4) 前各号に定めるもののほか、施工体制の確認に関し必要な事項。

4 施工体制確認型における落札者決定の方法及び総合評価の方法並びに総合評価の基準

- (1) 標準型試行要領 1 2 の「総合評価落札方式(標準型)落札者決定基準」は適用しないものとし、別添「施工体制確認型総合評価落札方式落札者決定基準」(以下「落札者決定基準」という。)により、標準型試行要領 3 に定める学識経験を有する者の意見を聴いた上で定めるものとする。
- (2) 長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱(平成25年長崎県告示第709号)(以下「低入札要綱」という。)第4条の規定に基づく低入札調査対象者(以下「低入札調査対象者」という。)のうち、5の規定に基づく追加資料の提出及び6の規定に基づく聴き取り調査の結果、9(1)の規定により入札の無効とならなかつた者に対して、低入札要綱に基づく調査を行う。

5 追加資料の提出

- (1) 契約担任者は、施工体制の評価のため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をしたすべての者について、開札後速やかに、長崎県施工体制確認型総合評価落札方式試行要領運用指針(平成25年6月25日25建企第200号)(以下「施工体制確認型運用指針」という。)3 に定める追加資料の提出を求めることとしその旨の通知を行うものとする。ただし、その申込みに係る価格が低入札調査基準価格以上の場合は、追加資料を求めないことがあり、この場合施工体制評価点は満点の30点とする。
- (2) 追加資料を求められた者(以下「追加資料提出者」という。)は、前項の入札執行者が指定する日までの間に限り、追加資料の提出を行わない旨を申し出ることができる。この場合においては、当該申し出を行った追加資料提出者の入札は無効として取り扱い、9(2)の規定は適用しないものとする。
- (3) 追加資料の作成等に要する費用は、追加資料提出者負担とし、追加資料の返却及び公表は行わないものとする。また、追加資料は提出期限後における差替え及び再提出は認め

ないものとする。ただし、追加資料及び聴取りの内容により、契約担任者が必要と認め、追加資料提出者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な書類を提出すべきことなどの教示を行った場合はこの限りではない。

6 聴取り調査の実施

- (1) 契約担任者は、施工体制の評価のため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をしたすべての者について、開札後速やかに、聴取り調査を実施するものとする（以下聴取り調査の対象者を「聴取対象者」という。）。ただし、その申込みに係る価格が低入札調査基準価格以上の場合は、聴取り調査を行わないことがある。
- (2) 契約担任者は、聴取対象者に対し、5(1)の規定により追加資料の提出を求めるものとする。
- (3) (1)の聴取り調査は、低入札要綱第6条の規定に基づく調査とは異なるものであることに留意すること。

7 施工体制の評価

- (1) 施工体制の評価は、標準型試行要領5に基づく技術資料、追加資料および聴取り調査等の結果に基づき、「表 - 1 施工体制評価点の評価項目と評価基準」に規定する評価項目ごとに評価する。
- (2) 前項の規定による評価結果により、「図 - 1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方」に基づき加算点の補正を行う。

8 施工体制評価点の審査

施工体制評価点の審査は、長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）において行い、4と同様に標準型試行要領3に定める学識経験を有する者の意見を聴取する。ただし、低入札調査基準価格に満たない聴取対象者がいなかった場合は、技術審査分科会と学識経験を有する者の意見を聴取は省略できるものとする。

9 追加資料の不備等

- (1) 聴取対象者が、「表 - 2 追加資料に係る入札無効要件」に該当する場合はその者の入札を無効とする。
- (2) 上記(1)の聴取対象者のうち、虚偽の追加資料の提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合で、悪質性が高い者に対しては「長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領」(平成12年4月27日長崎県告示第559号の6)により指名停止を行う。

10 その他

この要領に定めのない事項は、標準型試行要領によるものとする。また、これらによりがたい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

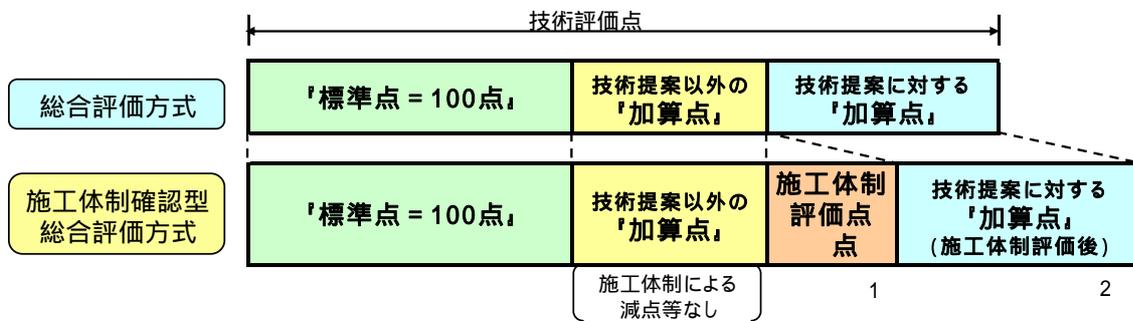
この要領は、平成25年7月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

表 - 1 施工体制評価点の評価項目と評価基準

評価項目	評価基準	評価	満点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	15	15
	その他	0	

図 - 1 施工体制確認型総合評価落札方式の考え方



1. **施工体制評価点**は、「要求要件を実現できる確実性の高さに対して付与される」。評価項目は、「**品質確保の実効性**」と「**施工体制の確実性**」の2項目。満点は30点。それぞれの評価項目毎に2段階で評価(15点 / 0点)。
2. **施工体制評価後の技術提案に対する加算点**は、(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点^{注1)}に付与された施工体制評価点の満点に対する割合(/ 30)を乗じた点数・・・(施工体制評価前の)技術提案に対する加算点 × / 30 注1) 技術提案に対する加算点

表 - 2 追加資料に係る入札無効要件

番号	区分	枝番号	入札を無効とする具体的要件
1	未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む)	(1)	資料の全部又は一部が提出されていない場合
		(2)	求められた資料とは無関係な書類である場合
		(3)	他の工事の資料である場合
		(4)	白紙である場合
		(5)	資料に代表者(年間委任状により委任を受けた者の印を含む。)の押印がない場合
		(6)	資料が特定できない場合
		(7)	他の入札参加者の様式等を入手し、使用している場合
2	記載すべき事項が欠けている場合	(1)	求められた資料の全部又は一部が記載されていない場合
		(2)	入札説明書及び競争参加確認通知書に指定された項目を満たしていない場合
3	添付すべきでない書類等が添付されていた場合	(1)	他の工事の関係資料等、無関係な資料が添付されていた場合
4	記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合、又は記載がない場合
		(2)	発注件名に誤りがある場合、又は記載がない場合
		(3)	提出業者名に誤りがある場合、又は記載がない場合
5	記載された内容及び聴取り調査の結果、不備が認められる場合	(1)	入札説明書等に記載された要求要件を実現できるか確認できない場合(確認できる資料が不足している場合)
		(2)	記載内容に不備がある場合
		(3)	記載内容と聴取り内容において整合性が図れていない場合
		(4)	各様式間において整合性が図れていない場合
6	すべての資料が未提出の場合	(1)	指定の期日までに全ての資料が提出されない場合
7	聴取り調査の対応	(1)	聴取り調査に応じない場合
		(2)	配置予定技術者が聴取り調査に参加しない場合 (申請された配置予定技術者が複数の場合は、発注者が指定する1名がヒアリングに参加しない場合。)
		(3)	指定の時刻までに聴取り調査出席者が集まらず聴取り調査ができない場合

* 誤字等の軽微な誤り、添付資料等の欠落は無効としない